

## 陳述書

平成30年 1月30日

陳述者

下田 郡 宣男

平成29年11月13日に実施された私の尋問の内容に関し、以下に補足してご説明致します。

### 1 平成11年度以降のホタル館の生息状況について

私は、平成26年7月15日、代理人の渡邊先生の事務所で、松崎議員に、平成26年1月時点でのホタル館での羽化数は、「(2万匹が)マックスだと思います。3万とか4万なんて不可能に近い」と説明しました(甲205、7頁)。

尋問において、被告代理人の先生から、私が、正確に羽化数を報告した平成11年度以降も平成14年頃まで、5万匹に近い数字や、3万4000匹、3万3700匹等と報告していることは、説明が矛盾しているのではないかとの質問を受けました(本人調書31頁以下)。

尋問でお答えした通り、答えは、平成10年度以降は正確に報告しており、上記の羽化数はうそでは無いということですが、以下、その理由をご説明します。

(1) 平成9年の冬、12月頃～翌平成10年2月にかけて、内せせらぎ88m<sup>2</sup>の用土をほとんど全部、交換しました。

当時は、まだホタル専用用土がありませんでしたので、赤玉土(小粒)と富士砂(細め)を使用し、ふるいにかけて粒度を同じにしました。1袋20kgくらいのものを4000袋くらい使って用土を全部交換したのです。

さらに、当時は予算があったので、市販の、用土の土壤菌が活性化するバクテリアを購入して、水に溶かしてジョウロで何十リットルも撒きました。

そのため、土が活性化されており、ホタルの幼虫が何万匹と上陸しても、平成26年当時より死亡率が低かったのです。

その後、ホタル専用用土として、多機能蛍殖土が平成13年に開発されました。これを購入する予算が取れて、ホタル館に導入したのは平成19年頃でした。購入はしたもの、予算が十分ではなく、蛍殖土を既存の用土の上に薄くだけで、用土全部の入れ替えはできませんでした。

用土全部を入れ替えられないため、空気穴をあけるなどして用土を活性化していたことはこれまでご説明した通りですが、平成9年冬の入れ替え効果がなくなって以降は、ホタルの羽化数は年2万匹で安定することとなりました。

(2) したがって、私は、平成10年度以降は、ホタルの羽化数を板橋区に正確に報告しておりましたが、平成26年7月に松崎議員にご説明した際には、同年1月の生息調査時点では、用土の現状を踏まえて、3～4万匹は不可能

だとご説明したので、両者に矛盾はありません。

## 2 平成9年までの記録方法について

尋問でお話しした通り、平成9年度までは、羽化数の報告は正確ではありませんでした。

これに関連して、被告代理人の先生から、甲第40号証の1（平成7年上陸・羽化状況）を示されて、「うその数字を毎日書いて報告したんですか。」「それが4年間続いたんですか。」との質問を受けました（本人調書35頁）。

尋問でお答えした通り、答えは「はい」ですが、以下、その実際をご説明します。

当時、実際の上陸数・羽化数は、甲第40号証の1とは別に、日々メモを付けておりました。

みどりの課の課長と係長からは、日々の記録も合計の羽化数と「帳尻を合わせるように」として、メモの5～10倍で報告するよう言われておりました。そこで、当時のホタル館の職員（久保田氏）が私の付けたメモを見て、その5～10倍の上陸数・羽化数で原案を作り、それを私が、まとめて甲第40号証の1に転記するという方法を採用しておりました。

このような方法で甲第40号証の1を作成しておりましたので、毎日の数字は実際の上陸数・羽化数に応じて日々変化しますし、上司の命令でしたので、4年間続くことになったのです。

## 3 生息調査時の幼虫の大きさについて

私は、平成26年7月15日、代理人の渡邊先生の事務所で、松崎議員に、同年1月27日の生息調査時の際の写真を示して、幼虫の大きさについて、「大きさは5ミリから20ミリ」と説明しました（甲205、7頁）。

尋問において、被告代理人の先生から、私が、陳述書（甲203）で、生息調査時の幼虫の大きさを6～8ミリと説明しているのと、説明が矛盾していないのではないかとの質問を受けました（本人調書42頁以下）。

この点については、再主尋問でお答えした通り、生息調査時の通常の幼虫の大きさは6～8ミリ前後だが、実際の生息調査において20ミリの幼虫がいたのは2年越の幼虫であるということですので（本人調書57頁以下）、矛盾はありません。

補足しますと、生息調査がなされた1月の時点では、通常は、年越しの幼虫（前前年に生まれたもので、全体の5%程度で5歳から終齢にあたります）以外は、20ミリの大きさのものはおりません。

また、生息調査の際に、私は、自然教育センターが見付けた2匹以外にも、つぶれた終齢幼虫を見付けて、センターの職員に告げました。それは、甲第210号証の報告書の⑫枚目の6：13で、職員がバットから排水に捨てようとしている際でした。

また、自然教育センターの作業を録画したビデオをスローで再生すると自然教育センターが見付けた2匹以外にも、幼虫が映っています。それについては、渡邊先生の事務所で、松崎議員に、パワーポイントを示してここにいると見せ

ています。

#### 4 ホタルの発光器へのガンマ線照射実験について

尋問において、被告代理人の先生から質問を受けましたが、ホタルの発光器へのガンマ線照射実験について、具体的な実験施設や協力して頂いた先生のお名前は、お答えしませんでした（本人調書51頁以下）。

以下、事実関係とその理由をご説明します。

- (1) 2004年当時、茨城大学の工学部では、稻垣先生が、原子炉の中の発熱量と放射線の量を赤外線で外部から見られないかという研究をしていらっしゃいました。

当時、私が、「昆虫は放射線に強いが、発光器の細胞は弱いので、放射線を当てたらホタルは生き残るが発光器だけ死ぬのではないか」と話していたところ、当時の学部長で故・安久（あぐ）先生が、豪放な性格の人で、稻垣先生に次の研究で放射線研究施設に際に、「極秘で」ホタルを持って行くよう勧めてくれました。

稻垣先生はまじめな方ですので当初は渋っておられましたが、学部長の勧めですので最終的には了解して頂けました。

実験の日には、私は、許可を得ておらず施設には入れませんので、稻垣先生を施設までお送りして、ホタル10匹くらいを空気穴の空けられる小型プラスチックのサンプル容器（1容器にホタル1匹が入る）に入れてお渡しし、これを持ち込んで頂き結果をお待ちしました。

稻垣先生からは、施設のガンマ線射出機にホタルを1匹ずつセットし、ガンマ線を、 $1\mu$ から $0.1\mu$ ずつ下げて、1匹ずつ照射して貰ったと聞きました。

その後、照射後のホタルの光を計測すると、 $0.3\mu$ シーベルトが発光器の影響の境目であることが分かりました。

- (2) 稲垣先生は、まじめな方ですし、「極秘で」行った責任を取ることになるのは望まないと思います。

私も、稻垣先生にご迷惑をお掛けしたくないとの気持ちで、実験のことは永らく第三者には話していないかったのですが、震災後、ホタルの発光器と放射線の関係については知りたいと思うようになりました。これに関連して、財界ふくしまから聞かれた際に、一度だけ稻垣先生のお名前を出してしまい、先生にはご迷惑をお掛けしました。

そこで、今回の尋問の際にも、具体的な実験施設や協力して頂いた稻垣先生のお名前は私からはなるべく答えないようにしようと考えており、被告代理人から稻垣先生の名前を出された際も、「（稻垣先生は実験を行ったこと自体を）否定すると思います。これは、それが先生の正しい判断だったと思います。」とお答えしたのです。

#### 5 甲第83号証のメールについて

尋問において、被告代理人の先生から、甲第83号証のメールについて質問を受けました（本人調書54頁以下）。

答えは、尋問でお答えした通りですが、以下で事実関係を補足してご説明します。

能登町から原案をメールで貰ったのはその年の2月頃でした。甲第83号証のメールは3月24日付ですので、契約締結の1週間前に、頂いたメールの返信として送信したものです。

2月から3月24日までの間で、板橋区内でロイヤリティを聴取すべきではないかとの意見が出て調整したが、結局実現しなかったことは、板橋区との別訴で提出した陳述書や別訴での尋問でお答えした通りです。

そのため、結局、能登町から頂いた原案通りで返信しました。

このメールにある「弁護士2名」は、武藏野種苗園の顧問弁護士さんで、前やっていた通りだから問題ないというご意見でした。

また、上司の川平さんの名前が出ていないのも、私の上司と板橋区が見ていることは当然の前提となっていたためであって、このメールでは、ことさら名前を出さなかっただけです。

以上